カント「判斷力批判」成立に關する一考察（完）

西田秀穂

十六

さてカントは、一七八七年九月に、L・H・ヤコーブに宛てゝ、「これから私は直ちに趣味批判の論述に著手します。これを以て私の批判に關する仕事が完結しますから、さうしたら今度は、敎說的な仕事にとりかゝるつもりです」と書いて居り、「趣味批判」によつて、彼の批判哲學の體系は完成すべきものとされてゐた。そして彼は、一七八七年十二月廿八日、ランホルトに宛てゝ、趣味批判のための原理、くわしくいへば、「感情」の先天的原理を發見した旨を告げ、復活祭頃には「これを趣味批判といふ標題で、たとへ出版には至らないまでも、原稿だけは仕上げたいと思つてゐる」と書いてゐるのであるから、それは少くとも、一七八八年の四月半頃までにはでき上る筈であつたのである。たとへ、この「趣味批判」は、事實上彼の體系からみて、むしろ「感情の批判」と呼ばれるに相應しいものであつたにしても。

講義その他にもみられる通り、ほとんど材料が整ひ、ただこれを統一すべきものゝ誕生のみがまたれてゐた事情にあつたともいへる、當時のカントが、今や求める先天的原理を見出したのであるから、當然、それらの材料は整理され、急速に「趣味批判」は完成すべき筈であり、それによつて「批判哲學」の體系は完結する筈であつた。しかるに事實はこの期待を裏切つてゐる。「趣味批判」は、一七八八年の復活祭をすぎても、カントが考へてゐたやうには——まだ原稿の形においてさへも——でき上らなかつた。そして彼は、同年三月七日、再びラインホルトに宛てて、

「私は最近の夏季學期中を通じて、始終不慣れな仕事、すなはち、大學總長の職に煩はされました。それでも私の趣味批判はミヒャエル祭頃に出版して、これを以て批判の事業を完結しうる見込みです。(一)」と書き送つてゐる。しかし、この年にはつひに新しい著作は完成したかつた。そして翌年の五月になつて「趣味批判」といふ言葉が再びカントの書簡に上つたのである。すなはち、一七八九年九月十二日、再びラインホルトに宛てた手紙の中で、ラインホルトから贈られた書物に對する禮を述べた後、「私の判斷力批判は、(趣味の批判はその一部です」ミヒャエル祭の市で貴方のと一緒になるでせう(二)」と書いてゐるのである。

彼が最初意圖してゐた「趣味批判」はいつの間にか、「判斷力批判」の一部となつてゐる。一體これは何を意味するのであらうか。「趣味批判」と「判斷力批判」とはいかなる關係にあるのであらうか。

ここにおいて、われわれが先に掲げた第三の問題、「趣味批判において見出された目的論的原理は、すでに反省的判斷力の原理として考へられてゐたであらうか」が、檢討を必要とするに至る。この問題は先にも述べた通り、「趣味批判」より「判斷力批判」への移行を決定する重要なものであるから、われわれはこの取扱ひに慎重を期さなければならない。

われわれは先に、カントがラインホルトに宛てた例の手紙の中には、「判斷力」といふ言葉がみられないし、また、そこにおいて意圖されてゐたものは、カントが述べてゐるやうに「趣味批判」といふ標題をもつべきであつた。――このやうな外面的な理由によつて、當時カントは、目的論的原理を「反省的判斷力」の原理として考へてゐなかつたと、簡單に結論することはできない。

けだし、「判斷力」といふ言葉がみられず、從つて「判斷力批判」とせられてゐないのは、單に結果にすぎない。このやうな結果を導くに至つた原因こそ、われわれが知らうとし、また、これから檢討しようとしてゐる當の問題なのである。

彼は、「或る對象に關する研究の方法について、これを巧みに處理しえない場合にも、ただ認識諸力をふり返へつてみさへすれば、豫期しなかつた解決が忽ちつく」と述べてゐる。われわれは、彼のこの方法を跡づけることによつて、「認識諸力」すなはち、「構想力」と「悟性」との調和といふ、目的論的原理の源泉ともなるべきものを見出したのであるが、この場合當然この兩者の調和を可能ならしめる第三の能力が考へられないわけである。われわれは、先にこれにはふれなかつたが、「圖式論」における認識作用の關係から推しても、これは當然に考へらるべきものである。この第三のものとは何か。

それはすなはち、「判斷力」である。從つて、カントが、「認識の要素の一般的な名稱と、それらに屬する種々の心情能力」を反省した場合、「構想力」・「悟性」とともに、「判斷力」が彼の頭に上るといふことは充分考へうることである。勿論、後の「反省的判斷力」の意味においてゞなく、ただ「規定的判斷力」としてゞはあるが。

さらにカントは、「感情」の先天的原理發見を促したものとして、「諸能力の分析」による「體系的なるもの」を擧げてゐるが、この「諸能力の分析」、從つて「認識能力」の分析は、當然カントをして、「判斷力」の問題にふれしめたであらう。彼によれば、上位の認識能力は「悟性」と「判斷力」と「理性」とであるからである。(三)

特にこの上位の認識能力の區分は重要である。なぜならば、批判哲學の體系を、認識の體系として、「批判」そのものを「純粹理性の批判——廣義の——」と考へた場合には、「純粹理論哲學」は「純粹理性批判」において、「純粹實踐理性」は「實踐理性批判」において取り上げられ、最後に殘されたこの兩理性の中間に位する「判斷力」も當然、「批判」の對象に上らなければならないからである。一方、彼は、「趣味批判」としていはゞ「感情の批判」——「純粹理性批判」における「認識能力」の、また「實踐理性批判」における「欲求能力」のそれと同樣に、——企てゝゐるのであるから、當然、これと「判斷力」の批判とは結びつくべき筈である。形式的に。

そして事實後にたつてこの兩者は結合するに至るわけであるが、今、すなはち、一七八七年の暮においては、兩者

はまだ結びつくに至らなかつたのである。これをいひ換へれば、かの「目的論的原理」はまだ「反省的判斷力」のそれとして考へられるには至らなかつたといふことになる。私は結論を先に述べてしまつたが、次になぜこの兩者がまだ結びついてゐないと結論できるのか、その理由を擧げてみよう。

カントは先にも述べた通り、一七八七年十二月の同じ手紙に、「哲學における目的論的原理の使用について」といふ論文を、雜誌に掲載することにつき、ラインホルトに配慮を乞ふ旨、書き送つてゐるのであるが、これによつてこの論文が、當然「趣味批判」の論述と並行して書かれたものであることは豫想できるのである。從つて、もし「趣味批判」に從事してゐるカントが、そこにおいて「目的論的原理」を發見し、しかもこれが「判斷力」の原理として考へられてゐたとすれば、この結果はなんらかの形で「目的論的原理」そのものを問題としてゐる上述の論文に顯はれざるをえないであらう。すなはち、「判斷力」と「目的論的原理」との結合がみられうる筈である。――しかし、事實はこれに反してゐる。上述の論文には、「合目的的なる自然觀察」或ひは、「自然觀察――特にそこでは有機體が問題となつてゐる――のために目的論的原理」の必要なることが述べられてゐるが、この原理と「判斷力」との關係については、一言もふれられてゐないのである。

さらにカントは、「認識諸力」と「判斷力」との關係を、その „Reflexion" に次のやうにしたためてゐた。

「判斷力は單に兩者《機智及び構想力と悟性》の合致を――一つの場合に――具體的に可能ならしむる能力にすぎない。(四)」われわれはこの「記註」が、「趣味判斷」の普遍妥當性の根據、くわしくいへば、認識能力相互間における合目的的活動の關係、從つて「趣味判斷」の原理的問題について記した後に、直ぐ續いて書かれてゐるといふ點に注意しなければならない。

先に述べたやうに、今假りに「機智」と「構想力」とを區別された二つの能力を考へることなしに、一つのもの、すなはち、「構想力」と考へ、これと「悟性」との合致を可能ならしむる能力として、「判斷力」を考へた場合われわ

れはたるほどその「判斷力」の機能からみて、單たる「規定的判斷力」を考へはしないであらう。

なぜならば、それは一定の概念の下に直觀を包攝する關係ではないからである。しかし、だからといつて、直ちにこれを「反省的判斷力」の關係とみることもできないであらう。それは、「規定的判斷力」から區別された「判斷力」として、單にその意味においてのみ「反省的判斷力」にもなりうるといふ可能性をもつにすぎないであらう。たとへ「反省的判斷力」の意味をもつとしても、それはフロストのいふ「一般的判斷力」(gemeine Urteilskraft)の意味において(五)あつて、當時のカントにおいては、「反省的判斷力」の概念は、とにかくまだ明瞭なる意識として彼の考へには上らなかつたものと考へられるのである。

さらに、「趣味批判」の構想を示すと考へられる例の「覺書」をみても、それについては一言も述べてゐないし、その「序論」の內容と目される部分をみても、何一つ之にはふれてゐないのである。却つて、「構想力」が、或る意味において「悟性及び理性」に對して、その「綜合を含み」兩者を統一する立場にあるものと考へられてゐる點などから推せば、「判斷力」の「悟性」「理性」に對する統一的——體系上の——意味は、忘れられてゐるかの感があるのである。

以上のやうな理由によつて、私は、原理發見の當時、すなはち、一七八七年暮には、まだ目的論的原理は、「反省的判斷力」の原理としては考へられてゐなかつたと推定するのである。

註 (一) Ak. Ausg. X. 392. (二) ibid. 350.

(三) Kr.d. r. V. S. 170. (四) Reflexion zur Anthropologie N. 988.

(五) vgl. W. Frost, Der Begriff der Urteilskraft bei Kant S. 3.

「最も狹い意味における「一般的判斷力」は、反省作用により、或ひは包攝作用により、普遍を特殊と結合する精神活動である。」

十七

それではいつ頃いかにしてこの兩者は結びつくに至つたのであらうか。

その時期に關しては、われわれはこれに對するたんらの實證的な根據ももつてゐないのであるから、これを明確に指定するわけには行かない。ただそれが、一七八八年のミヒャエル祭（九月廿九日）以前であつたであらうといふことだけは、次の理由から推量しうるのである。カントは先にも述べた通り、一七八八年三月七日、ラインホルトに宛てゝ次のやうに書いてゐた。

「私は最近の夏季學期中を通じて、始終不慣れな仕事、すなはち、大學總長の職に、（これは哲學科長の職とともに、三年間に引續き二遍も私は任命せられました）煩はされた。それでも私の趣味批判は、ミヒャエル祭頃までに出版してこれを以て批判の事業を完結しうる見込みです。」これによれば、もしカントがなんらの支障なく「批判」の論述を進めることができたとすれば、彼の豫定通りにミヒャエル祭頃にはその仕事を仕上げることもできたであらう。しかし、實際には、彼のこの豫定は變更を餘儀なせられ、ミヒャエル祭どころではなく、その年の中に出版は勿論のこと、その脫稿すらもできなかつたのである。

それではこの原因は何か。――カントは上の手紙をみてもわかる通り、公務・雜務によつて、容易に自身の計畫を變更するやうな性質の人ではない。忙しい中にも自身の研究は絕えず押し進めて行くといふたちの人である。從つてカントをして、その計畫の變更を餘儀なくせしめたものは、彼自身の仕事の上に何か計畫を變更せしめるに足るものが現はれたと見るより以外には、他に考へやうがない。

從つて私は、この原因を「目的論的原理」と「反省的判斷力」との結合に置かうとするのである。この兩者の結合が「趣味批判」の仕事の完成を延期させ、そして、「趣味批判」を「判斷力批判」へと發展させる原因となるのであ

る。

カントの「趣味判斷」の出發點は、「個別判斷」としての「美的判斷」の價値づけにあつた。「個別判斷」でありながら、しかも普遍妥當性を有する判斷として、その「基礎づけ」を探求することが、最初の出發點であつた。そして、「論理的判斷」の〝Analogie〟において、「美的判斷」の先天性は求められた。すなはち、「圖式論」における「概念」と「直觀」との關係が、一種主觀的側面に移されて、その機能であるところの「悟性」と「構想力」との關係——調和における合目的的活動——において、普遍妥當性の根據が求められたのである。「判斷力」は、單に「構想力」と「悟性」との合致を具體的に可能ならしめる能力と考へられた。「判斷力」の論理的判斷における場合と、趣味判斷における場合との明瞭なる區別は、まだみられないのである。後者の場合は、なるほど「規定的」な作用、すなはち、「概念」の下に「直觀」を包攝する關係はない。その意味において——「規定的判斷力」と異る意味において、「反省的判斷力」ともなりうる可能性を含んだものであつた。しかしこれは、「趣味判斷」の充實に從ひ、次第に論理化され、「論理的判斷」の場合との區別が明瞭に意識されることとなり、「趣味判斷」そのものへの反省を深めることとなつた。

これとともに、「趣味判斷」における「判斷力」そのものが問題となつてきたのである。(一)

かやうにして「判斷力」の問題が彼の關心を強く動かし始めると、これと彼の「哲學體系」との問題とが密接に結びついてくる。すなはち、哲學體系を「理論的」及び「實踐的」兩部門にわけ、この中間に媒介的立場にあるものとして「目的論」を考へる場合には、「感情」の先天的原理を目的論的原理として發見し、「感情の批判」たる「趣味批判」の完成によつてその哲學體系は完結すべきものである。しかし、一方批判哲學の體系は、認識の體系でもある。その意味において、廣義の「純粋理性の批判」が問題とせられる場合には、先にも述べた通り、「理論理性」「實踐理性」とともに、上位認識能力である「判斷力」が問題とせられたければならぬこととなる。「判斷力」の問題が——

「趣味批判」を通してではあるが、――強く意識されてくるに從つて、カントの立場は此の第一の立場から第二の立場へ移つて行つたのである。

このやうにして、第二の立場から、從つて「判斷力」を中心にして「趣味批判」を見直す時期がくる。「趣味批判」といふよりも「感情の批判」を。

そしてこの反省は、「快及び不快の感情」を「判斷力」と結びつけることになるのである。

「概念に從ふ認識能力は、その先天的原理を純粹悟性（自然に關する悟性概念）の中にもつてゐる。そしてこの場合、あたかも上位認識能力の下に一つの中間的能力、すなはち、判斷力が存するやうに、心情性質一般の下においても、なほ一つの中間的能力、或ひは感受性、すなはち、快及び不快の感情が殘つてゐる。このやうにして、判斷力が快及び不快の感情に對して同樣に先天的原理を含むであらうと推定するよりもより自然なことがあらうか。」(二)

かやうにして、「趣味批判」の問題は、「快及び不快の感情」を中心とする立場から、「判斷力」を中心とする立場へと移ることになる。すでに原理的問題の解決を終へた「趣味批判」は、判斷力といふ概念を中心に見直されることになるのである。

しかし問題の中心となる「判斷力」は、「規定的判斷力」ではありえない。なぜならば、このやうな「判斷力」は、一つの極めて特殊な、全く非獨立的な認識能力であつて、何か或る對象について、悟性のやうに概念を與へるでもなく、また理性のやうに理念を與へるのでもない。それは他の仕方で與へられた概念の下に單に包攝をするのみの能力だからである。すなはち、獨自の原理をもつことのできない判斷力は、批判の對象にならないからである。

註（一）カントは、「趣味の原理は、判斷力一般の主觀的原理である」と述べてゐる。

vgl. Kr. d. U. § 35.

（二）Erste Einleitung, § 3.

十八

われわれは趣味或は趣味判斷を省みてみよう。カントによれば、趣味とは「普遍妥當的に選擇する能力」であり、(一)「感性的に滿足を與へるところのものを、他人と一致するやうに選擇する能力」(二)である。すなはち、趣味判斷の特質は、「選擇する」といふ點に認められる。しかし、「選擇する」とは、選擇されるところの多くのもの、すなはち、「個」を「比較し、對照する」ことによつて、或る「普遍的なるもの」を求めることを意味する。他方カントによれば、「反省する（熟考する）とは、與へられた表象を、他の表象か或ひはこのやうな反省を通じて可能となる概念に對する關係において、自己の認識能力か、熟れかと比較し、對照することである。」(三) すなはち、その生産的な面を要約すれば、反省とは、「比較し對照することによつて普遍的なるもの——概念——を求める」ことである。すなはち、これによつて趣味判斷は反省作用によりその普遍性を獲得するものと考へられる。趣味＝美的判斷力は反省的判斷力に外ならないのである。

カントは，Reflexion“に、「現象における趣味は……、反省作用の規則に基く」(四)といひ、また、「認識の主觀的法則と一致するところのものは美であり、それは反省作用において滿足を與へる。……なぜならば、それは反省作用の條件と合致するがゆゑに。」(五) さらにまた、三種の滿足に關して、(六)

1. was gefällt in der Empfindung — angenehm } unmittelbar
2. — — — — Reflexion — schön
3. — — — — in Begriffe — gut : mittelbar oder unmittelbar.

としたゝめてゐるなど、趣味判斷の特徴を「反省作用」に認めてゐる。

趣味判斷はまた、他を顧慮するところの判斷である。その點において、「趣味は社交的（gesellschaftlich）である。」(七)

しかしそれは決して他人の「現實的」な判斷を顧慮するといふ意味ではない。なぜならば、そのやうな場合に獲得されるところの普遍性は、單に偶然的・經驗的なものにすぎないからである。趣味判斷の顧慮するところのものは、他人の「現實的」よりはむしろ「可能的」な判斷であり、自己の判斷を、「可能的な判斷に照し、そしてわれわれ自身の判定に偶然的に附帶するところの諸種の制限を單に捨象しつゝ、あらゆる他人の立場に自己を置き換へることによつて實現される」のである。(八)

あらゆる他人の表象の仕方に顧慮を拂ひ、それによつて、あたかもその判斷を「全體の人間理性」(„die gesammte Menschenvernunft") に照らすといふやうな仕方によつて、その普遍性は獲得されるのである。(九)「人間——社會的に數えうる量としての——ではなく、個人のすべてをその中に包含する——理想的な——人間性、これこそわれわれが眞の趣味判斷をなさうとする場合に尋ぬべきものなのである。」(十) すなはち、その判斷を「比較し、對照する」ところの他は、現實の個々の判斷ではない。個々のすべての判斷の基底に存在する「理想的判斷」・「個人の總體」(das Ganze der Persönlichkeit)・「全感情」(das gesunde Gefühl) である。むしろそれは、他に求めるよりも、われわれの體驗し且つ判斷する美的主觀自身の中に求めらるべきものである。趣味判斷の基づく「主觀的法則の普遍性は、外的經驗を集めることなくして、われわれの自己觀察 (Selbstbetrachtung) から洞察されるものである。」(十一) 趣味判斷は、美的主觀自身の基底にある「判斷者の理想的總體」から判定するものである。(十二)

一方、「反省作用」は、「普遍的立場、理想的全體から判定する」作用である。(十三)

このやうにしてわれわれは、「趣味」及び「趣味判斷」そのものの、檢討によつて、「反省的判斷力」を導きだした。といふよりもむしろ、「趣味判斷」そのものが「反省的判斷」であることを知つたのであるといつた方が適切であらう。從つてその原理に關しても、「目的論的原理」が「反省的判斷力」と「結びつく」といふ表現は妥當ではない。「目的論的原理」は本來、「反省的判斷力」の原理であるからである。先に述べた第一の立場から第二の立場へ問

題が移行するに從つて、それが明瞭に意識されるに至つたといはれたければならない。

さて、趣味判斷における論理的關係は、概念と直觀との包攝關係ではなく、――たぜならば、このやうな判斷は規定的であるから。――直觀の能力たる構想力と、概念の能力たる悟性との――認識一般へと合致する限りにおける――調和的關係であつた。この「調和的關係」において、かの「主觀的形式的合目的性」の原理が見出されたのである。美的反省的判斷力は、このやうな一つの先天的原理に基づくものであつて、それはいかなる理念（理性の）、また、いかなる概念（悟性の）によつても規定されることはない。從つてこのやうな「判斷力」は、全然單獨に、他の認識能力と混淆することのない規定根據をもつと考へられるのである。

ここにおいてカントは、次のやうに書いてゐる。「ただ趣味においてのみ判斷力は自己の特有の原理をもつ一つの能力として、あらはれ、且つそれによつて、判斷力は上位の認識能力の一般的批判の中における一つの場所を要求――このやうな要求を判斷力がなしえようとは恐らく信ぜられなかつたやうな――するのである」[十四]と。

このやうにして、「反省的判斷力」の問題を中心にして、「趣味批判」――すなはち、「感情の批判」――は、「判斷力批判」へと發展して行つたのである。

註（一）„Reflexion zur Logik" N. 1850.

（二）Refl. z. Anth. N. 647.

（三）Erste Einleitung, § 5.

（四）ibid. N. 648.

（五）ibid. N. 878.

（六）ibid. N. 989.

（七）Ref. z. Logik. N. 1850. vgl. Kr. d. U. § 41.「美はただ社會の中においてのみ關心を生ずる。」

（八）Kr. d. U. § 40.

(九) ibid.
(十) Bäumler, ibid. S. 280.
(十一) Refl. z. Anthrop. N. 878.
(十二) vgl. ibid. N. 905.「趣味判斷は、全體から (aus dem Ganzen) から行はれるものである。」
(十三) Bäumler, ibid. S. 284.
(十四) Erste Einleitung. § XI

十九

しかし嚴密に「判斷力批判」が企てられる場合には、「判斷力」の範圍を限定することが必要であらう。ゆゑにカントは、これまでただ「趣味」にのみ向けてゐた眼を轉じ、「反省的判斷力」の及ぶべき範圍を再吟味し始めるのである。

千七八八年十二月廿五日附で、カントがシュルツに宛てた手紙の中で、シュルツの著作「カントの純粹理性批判の吟味」(„Prüfung der Kantischen Kritik der reinen Vernunft“) について、——原稿においてではあるが——色々と批評を加へてゐるが、これはわれわれに對して或る示唆を與へる。すなはち、このシュルツの著作を機緣として、カント自身がその「純粹理性批判」を吟味する機會を與へられたであらうといふことである。常に批判哲學の體系を念頭に置いてゐたカントが、「純粹理性批判」をゆるがせにする道理のないことは勿論であるが、それでもたほ、このやうに反省の機會が彼に與へられたといふことは注意さるべきであらう。

それではこの結果はいかに表はれたであらうか。

カントは「純粋理性批判」の「先驗的辯證論の附錄」において次のやうに述べてゐた。

「理性が普遍から特殊を導き出す能力であるとすれば、その一つの場合は、普遍がそれ自身確實で、すでに與へられてゐる場合である。そのやうな場合は、單に包攝のための判斷力が必要とせられ、特殊はこれによつて限定せられる。」このやうな判斷力は、われわれがすでに熟知してゐるところの「規定的判斷力」である。カントはこれを「理性の必然的使用」と名づけてゐる。次に、「その第二の場合には、普遍は單に問題的に想定せられ、單なる理念である。特殊は確實であるが、この歸結に對する規則の普遍性は猶ほ問題である」と。それではこの場合この規則の普遍性のために何が必要とせられるのであるか。これに對してカントは、「すべて確實であるところの幾多の特殊な場合には、これが規則に由來するや否やを規則に照して吟味せられる。そしてこの場合、すべての提示せられる特殊の場合が、この規則から由來するやうな觀を呈するならば、規則の普遍性が推定せられる。しかも、後になればそれ自身まだ與へられてをらぬすべての場合が、この規則から推論せられるのである。私はこの使用を理性の假說的使用と名づけてようと思ふ」と述べてゐる。

「趣味判斷」は先にも述べたやうに、「判斷者の理想的全體」からの判定である。この「理想的全體」は勿論單なる理念にすぎない。すなはち、「趣味判斷」における普遍は與へられてゐるのではなく、理念として課せられてゐるのである。「趣味判斷」は先づ、この理念たる「普遍」を個々の具體的な場合に適用する。いひ換へれば、具體的な場合——個々の判斷——を、理念たる「普遍」に照して吟味してみる。しかし、われわれは實際に具體的たる個々の判斷が、「理想的全體」の判斷に一致するがどうかは知ることができない。從つてこれによつて實際上は、ただより高い統一——理想的全體への——が暗示され、また、「理想的全體」の判斷を發見すべく促進させられるのである。

このやうな趣味判斷の場合と、カントが述べてゐる「第二の場合」とを比較すれば、次のやうな共通點が見出され

る。

すなはち、普遍は單に問題的に想定せられてゐるのであつて、それは單なる「理念」であるにとどまる。特殊はこれに對して「確實なもの」である。

すなはち、兩方の場合においてともに、特殊において普遍を見出すといふことが問題である。

ここでわれわれは次のやうにいふことができるであらう。すなはち、カントが「純粹理性批判」において、「理性の假說的使用」として說明してゐるものは、「反省的判斷」の作用そのものである。從つて、「假說的使用における理性」とは、「反省的判斷力」そのものに外ならないと。このやうにして、特殊を普遍の下に包攝するといふ「規定的判斷力」の形式において不可能であるやうな、認識活動のあらゆる領域に「反省的判斷力」は、入り込んで行くのである。

それでは、「規定的判斷力」の形式の及ばない認識活動の領域とは何であるか。

これに對して、「純粹理性批判」は次のやうに答へる。「それは理念の統制的(regulativ)使用についてである」と。「純粹理性批判」は、われわれの認識の限界設定に際して、理念に到達した。しかし批判の主要課題は、理念の超越的使用を幻想的として指摘することであつた。——「先驗的辯證論」、特に「先驗的假象について」において——。

從つて許容された理念の統制的使用の考究も、批判は、その「附錄」すなはち、「先驗的辯證論の附錄」に追ひやらなければならなかつたのである。

それでは、カントが「附錄」として取扱つた「理念の統制的使用」とは何か。

理念の使用が、經驗の對象に向ふ限り、これは超越的であり、無批判的である。その場合には認識は、先驗的假象に歸し、また、超感性的なるものの形而上學となるであらう。しかし、理性の使用が悟性に關係し、概念の多樣を統

一せんとする場合、それは内在的批判的である。(一)

それは概念を作りえないのであつて、ただ概念を整理するにすぎない。從つて、理念は悟性を、經驗的事實に最大限の擴張とともに、最大限の統一を與へるやうに導くことによつて、「構成的」(konstitiv)ではなく、「統制的」である。(二)

そして「附錄」においては、この「統制的原理」の特別なる適用及び範圍が中心問題となつてゐるのである。

われわれは、理性の目的を、理性は認識の體系を實現し、その聯關を一つの原理から理解しようと勉めるものであるといふこともできよう。この理性統一は、暗々の裡に前提として、――部分に先行し、またそれによつて各部分と他部分との先天的なる關係が規定せられる諸條件を含む――認識の全體を假定してゐる。從つて理性の究極目的は、われわれの經驗の結果が、それによつて最早偶然的な寄せ集めではなく、論理的に築かれ、内面的法則によつて發展させられる體系を表明する――完全なる統一の中に成立するのである。しかし、このやうな統一の概念は、自然から取つてこられるものではない。――それはわれわれが自然の中へ入れるところの理性概念である。

われわれは、自然にこの理念を尋ねる。そして自然が理念に適合しない限り、われわれは自己の認識を不完全なものと考へるのである。しかしこのやうなことは起りえないのであるから、かの統一はその妥當性に關して、決して客觀的・實質的なものとならず、常に主觀的・觀念的なものである。

今、統一は、その下に把握された多樣性と、丁度類がその種に對するやうに關係するので、「統制的理念」は三つの法則の形で表示され得る。そして、カントはそれらの諸法則を論理學の有名な學術的規則からえたのである。これらの規則の第一のものは次のやうなものである。すなはち、「始源(原理)を理由なくして多數にしてはならぬ。」(, enim praeter necessitatem non esse multiplicanda.)(三)

これは、見たところ無限に多樣なる經驗的現象は、その背後に次第々々により高き統一を――種が類の下に置かれ

るやうに――要求するわれわれを妨げてはならぬといふことを、換言すれば、「この理性統一は自然そのものに適合してゐる」といふ前提を意味してゐるのである。(四) 種のために絶えずその類を求めようとするこの原理は、「同種性」(Gleichartigkeit oder Homogenität) の原理である。

この原理に「特殊化の法則」(Gesetz der Spezifikation) が對立する。すなはち、「多様は理由なくして減ぜられてはならぬ。」(„entium varietates non temere esse minuendas“) あらゆる類はその種を要求し、この種はその亜種を…、といふ風に無限に續く。種の各々は再び類と見做されることに依り、學は認識の全體を次第に豐富に、且つ微分的に構成しようとして絶えず客體の特徴を求め、また、相違のすべてにさらに細かい相違を求める準則を維持してゐるのである。

以上の二つの法則は第三の原理、「類同性」(Affinität) 或ひは「連續性」(Kontinuität) の原理に統一せられる。そしてそれは次の命題によつて表現せられる。

「形式の間には連續性が存立する。」(„datur continuum formarum“) すなはち、種から類へと絶えず上へ、また、類から種へと絶えず下へ向つてゐる一筋の過程の二點間には、決して飛躍は存しない。却つて、兩者の間には、どこまで行つても中間の種が可能なのである。

自然の性質にではなく、客體のわれわれの認識の完全性に關するあらゆる主觀的原則は、「格率」(Maxim) といはれる。自然觀察のために決定的な「統制的原則」は、常にこのやうな格率と見做されなければならない。

認識の擴張と同時に限界設定を含むこのやうな批判的觀點に立つて、カント自身「全先驗的辯證論の成果」を認め、それを次のやうな言葉でいひ表はしてゐる。

「實際、純粹理性は己自身とのみ關係するものであつて、それ以外にはなんらの營みをも有することはできない。なぜなら、純粹理性に與へられるものは、經驗概念の統一を受くべき諸對象ではなくして、理性概念の統一を受くべ

き、換言すれば、原理における關聯の統一を受くべき悟性認識だからである」と。(五)

この成果によつて、結局批判的意味における「目的論的理念」も、制限を受けるとともに妥當性も與へられるのである。

以上われわれは、「理念の統制的使用」について、「先驗的辯證論の附錄」をみてきたのであるが、ここにカントは、「反省的判斷力」の認識論的使用を認めたのである。すなはち、「自然を合目的と考へる」課題が反省的判斷力に與へられたのである。

われわれは、このやうな考へがすでに「純粹理性批判」の中に存在してゐたことを知つてゐる。たとへば先にふれた三つの自然法則、「同種性」「特殊化」及び「連續性」には、このやうな考への先行的な表現がみられるのである。しかしそこにおいて、單に時々しかふれられてゐなかつたものが、――すなはち、「自然の合目的性」の問題が、今や重要な批判的問題としてとり上げられることになるのである。

自然の形式は極めて多樣である。「普遍的先驗的自然論概念には、無數の變樣がありうるから。」(六)しかしわれわれの經驗の結果――經驗的諸法則が、單に偶然的な寄せ集めにとどまらず、從つて論理的な一つの體系と考へられなければならないとすれば、――このためには何が必要とせられるのか。

それは自然の判斷力に對する「適合性」の原理でなければならない。「自然がわれわれの理解力に順應する」といふこと、これによつてわれわれは「自然はその偶然性においても、われわれの主觀的法則に適合する」(七)と考へるのである。自然もまたそれが、このやうな原理に從つて自らを特殊化すると考へる限りにおいて、技術(Kunst)と見做される。從つて判斷力は、「自然の技巧」(Technik der Natur)なる原理を伴ふと考へられるであらう。ここにおいて、「自然の合目的性」の概念が、しかも理性の概念としてではなく、正に反省的判斷力に特有の概念として生じる。けだ

し、目的は決して客體の中にではなく、却つて單に主觀の、しかもその單なる反省能力の中に置かれるからである。何となれば、「合目的的」と呼ばれるところのものは、その存在がそれの表象を前提するやうにみえるところの事物であるからである。

しかし、自然諸法則は、あたかも判斷力を自己自身のために設計したかのやうな性質及び相互關係をもつゆゑに、自己の表象をそれの可能性の根據として前提するやうな事物の可能性と類似してゐる。

このやうにして、「判斷力」はその原理によつて、經驗的諸法則により、自然の形式を特殊化するに際して、「自然の合目的性」を考へるのである。そしてこの「合目的性」の概念によつて、自然はあたかも或る一つの悟性が、自然の經驗的諸法則の多樣を統一するところの根據を含んでゐるかのやうに考へられるのである。

從つて判斷力は、自己自身のために、すなはち、"Heautonomie" なる仕方で、それに對して客觀的妥當性を要求することなく、「自然の技巧」(「自然の合目的性」)を、反省原理として指定するのである。

カントはこの原理を、「自然の特殊化の法則」(das Gesetz der Spezifikation der Natur)と名づけてゐるが、これはわれわれをして直ちに、「先驗的辯證論」を想起させるであらう。自後はその諸現象を無限に特殊化し、また、次から次へ種から亞種へ區分して行くところに、「自然の合目的性」の原理が成立する。反省的判斷力はこれを利用するのである。

この意味において、カントは次の六つの表現、すなはち、「あらゆる經驗の體系」・「自然體系」・「特殊化の自然法則」・「自然の特別なる合法則性」・「自然の合目的性」・「われわれの認識或ひは判斷能力と自然との合致或ひは適合性」を同意義に使つてゐるのである。(八)

このやうにして、「目的論」(Teleologie)は、判斷力に對する「統制的原理」なることがわかるのである。カントは次のやうに述べてゐる。

「われわれの要求するのはただ、……かの原理ならびにその上に基くところの諸格率に從つて、その（自然の）經驗的諸法則は檢討されなければならない。――けだし、この原理が立てられる限りにおいてのみ、われわれは悟性の使用を以て經驗を處理し、認識を獲得しうるのであるゆゑに――といふにあるだけだからである」(九)と。

次にわれわれは、カントがフォルスターに對する反駁論文、「哲學における目的論的原理の使用について」を書いたことを知つてゐる。そこにおいては、「目的論的原理」の妥當なる適用に關し、それがただ「自然觀察」にのみ適用されうべきであつて、決して「自然認識」のために使用されてはならないことが述べられてゐる。「合目的的なる自然觀察」は、「統制的原理」として、「機械的因果性」の理論が問題とならないすべての分野に入り込んで行く。それは主觀的ではあるが、しかも、人間理性の必然的要求に基づいてゐるものであるから。そしてカントは、この論文においてフォルスターに對し、目的論的原理の使用は、特に經驗そのものによつて、――「有機的世界」の判定のための「反省の格率」として――、提供せられるものであることを示したのである。

今再び「目的論的原理」が取り上げられるに至つて、カントが以上のやうな諸問題を見落すわけはない。「有機體」の組織。これに目的論的原理は、その適用を見出すのである。ここに「反省的判斷力」は現はれる。

註（一）vgl. Kr. d. r. V. S. 671.

（二）「統制的理念」なる名は、「附錄」において始めて現はれるのではなく、すでに「先驗的辯證論」そのものゝ中に、すなはち、「宇宙論的理念」の考究の最後に現はれてゐる。

（三）vgl. Kr. d. r. V. S. 680.

（四）ibid. S. 682.

(五) ibid. S. 708.
(六) Kr. d. U. § IV.
(七) ,, Reflexion zur Anthropologie " N. 994.
(八) K. Fischer, ibid. S. 407.
(九) Kr. d. U. § V.

二十

このやうにして、反省的判斷力の認識論的使用――自然の論理的判定のための――が見出された。そしてカントはこれを「目的論的判斷力」と名づけたのである。「美的反省的判斷力」はそれの判斷力における規定根據を、全然單獨に他の認識能力と混淆することなくして所有するのであるが、これに對して、自然目的の概念に關係するこの「目的論的判斷」は、たとへこの概念は判斷そのものにおいて、規定的判斷力の原理としてではなく、ただ反省的判斷力の原理としてのみ使用せられるとはいへ、しかも理性と經驗的諸概念との結合による外決して起りえない。それゆゑに、自然に關係する目的論的判斷の可能性は、その根柢に判斷力の特殊の原理を置きえなくとも容易に示しうる。なぜならば、この可能性は、單に理性の原理に從ふからである。換言すれば、美的反省的判斷力は、「事物を概念に從つて判定するのではなく、規則に則つて判定する特殊の能力」であるに對して、目的論的判斷力は、「たんら特殊の能力なのではなく、一般に理論的認識におけると同樣、概念に從つてはたらく限りにおける反省的判斷力一般にすぎない」[一]のである。從つて本來は、ただ「美的判斷力」――「趣味」においてのみ判斷力は獨自の原理をもつ一つの原理として現はれ、且つそれによつて判斷力は上位の認識能力の批判の中に、自己のための一つの場所を要求する。すなはち、「純粹認識能力の體系に採り入れらるべき資格をうる」[二]のである。ゆゑにカントは、判斷力批判の序論にも、

概念に從ふ論理的判定――目的論的判斷力――が、「哲學の理論的部門に屬する」のに對して、「判斷力の批判に本質的に屬するものは、美的判斷力を取り扱ふところの部門である」[三]と述べ、また、その「緒言」においても、「美的判定における判斷力の原理についての批判的考察が、實に判斷力の批判なるものの最も重要なる部分なのである」と述べてゐるのである。

しかしそれにも拘らず、この二種の反省的判斷力が、共通の批判――「判斷力批判」――の下に置かれたのは、その兩者に非常に多くの類似點が見出されたからである。特に兩者の根柢に存在する原理に關して。すなはち、兩者はともに「主觀的合目的性」の原理に基づくものであるからである。[四]

これによつてカントが、「この批判――すなはち、判斷力批判――を完全にするため」の條件――「判斷力の美的能力と目的論的能力とがともに一つの能力の中に含まれ、且つ、同一の原理に基くものと認識する」といふ――は今や滿たされ、原理的な點において「判斷力批判」は成立するに至つたのである。[五]

先にも述べた通り、「趣味批判」は一七八八年のミヒャエル祭には世にでる筈であつた。しかし、カントはこの計畫を變更せざるをえなかつたのであるが、この計畫變更の原因、すなはち「目的論的原理」と「反省的判斷力」との結合は、單に「趣味批判」の成立時期を遲らせるにとどまらず、さらに「趣味批判」そのものを「判斷力批判」へ發展させることゝなつた。

一七八九年五月十二日、ラインホルトに宛てて、「私の判斷力批判は（趣味の批判はその一部です）ミヒャエル祭の市で貴方のと一緒になるでせう」とカントが書き送るに至つたのは、このやうな事情によるものであらう。そこでは、すでに「趣味批判」は「判斷力批判」の一部として考へられてゐる。その一部である「趣味の批判」は、「趣味批判」そのものがすでにミヒャエル祭頃に完成する豫定であつた位であるから、この時においてはほとんど手を入れる必要

がない程度までにでき上つてゐたものであらう。これに對して、「判斷力批判」を形成してゐる他の一部、すなはち、「目的論的判斷力の批判」に關しては、その原理的なるものはとにかく、全體としてはなほ未解決の問題が多く殘されてゐたのではなからうか。

カントは、同じ月の廿六日に、ヘルツに宛てて、「しかし、非常に精緻な研究の餘になる大部の原稿を送つてこられ、單にその通讀のみならず、さらにこれに對する私の省察をも求められるのは、どういふおつもりなのでせうか。私はすでに六十六才に達してもなほ、私の計畫を完成すべき廣汎な仕事を負はされてゐます（その仕事の一つは批判の最後の部分、すなはち、判斷力の部を世に送ることですが、これはやがて出版される豫定です。また他はこのやうな批判的要求に從つて自然ならびに道德の形而上學の體系を完成することです）。加ふるに何かの點で特殊な說明を必要とするやうな、數多くの手紙にたえず煩はされてゐるし、その上健康狀態は始終不安定です。このやうな充分理由ある辯解を楯にして、私はあの原稿を送り返へしてしまはうかと半ば決心をした位です」と書いてゐるが、この自己の年齡と、それにも拘らず負はされてゐる莫大な量の仕事に對するカントの訴へは、上のことをわれわれに暗示するのである。(六)

しかし、未解決であつたところの諸問題も次第に解決され、同年の八・九月頃にはすでに原稿は完成してゐたらしい。すなはち、十月二日附で、F・T・d・l・ガルドに宛てた手紙の中で、「原稿はすでに數ケ月前に完成してゐるのですが、間に挾まつたやむをえぬ仕事に妨げられて、終りの方の全紙數枚がまだ通覽と淨書とを濟ましてありません」と書いてゐるからである。この原稿が、「判斷力批判」の原稿であることはいふまでもない。先にラインホルト宛の手紙で、ミヒャエル祭――一七八九年の――頃に出版される旨が告げられてゐるが、この計畫は從つてもしカントが、何によつても妨げられなかつたとすれば、實現されえたのである。

そして、一七八九年十二月一日、再びラインホルトに宛て、「『判斷力批判』は多分復活祭頃お手許に到著する筈で

す」[七]と書き送つてゐるが、今度はこの豫定は實現せられたのである。

このやうにして「判斷力批判」は凡そ三年の間に、カントが期待してゐる程ではなかつたが、しかも比較的早く、——そしてその間には思想の著しい變化を伴ひつつ——成立し、これによつてカントの「批判的仕事」は終りを告げ、次に「獨斷論的仕事」、すなはち、「自然ならびに道德の形而上學の體系」を完成するといふ仕事が始まるのである。

（完）

註（一）Kr. d. U. § VIII.

（二）Erste Einleitung. § XI.

（三）ibid. § VIII.

（四）大西克禮氏「カント『判斷力批判』の成立に關する考察」參照。

「自然の合目的性」或ひは「自然の技巧」の原理も、いはば自然に對するわれわれの觀方を律する主觀的原理にすぎないのである。すなはち、それは原理の妥當の形式において主觀的である。またここでは多くふれないが、カントがいふところの「客觀的合目的性」——「自然目的」(Naturzweck) として有機體の內的關係の中にのみ發見される——も、ただ合目的性の意味の內容からのみみた區別であつて、原理としての形からいへば、これもまた單なる自然の判定の主觀的規準にすぎない。

（五）vgl. Erste Einleitung. § XI.

（六）この手紙に示されてゐる通り、カントには「判斷力批判」の仕事とともに、一方にはすでに、「自然及び道德の形而上學の體系」を完成するといふ仕事ができてきてゐるのである。從つて「判斷力批判」の成立そのものにも、これらに對するカントの顧慮が働いてゐることは疑ひのないところである。しかし今この問題にはふれない。

（七）Ak. Ausg. 392.